

武蔵野市職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市職員定数条例の一部を改正する条例

武蔵野市職員定数条例（昭和24年7月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、兼任者、併任者、休職者及び地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定める公務上の災害又は通勤による災害により引き続き90日を超える期間の欠勤者（以下「公務災害等による欠勤者」という。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により派遣した職員、公益的法人等への武蔵野市職員の派遣等に関する条例（平成14年3月武蔵野市条例第2号）第2条の規定により派遣した職員及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される武蔵野市職員の処遇等に関する条例（平成5年3月武蔵野市条例第4号）第2条の規定により派遣した職員（以下これらを「派遣職員」という。）は、</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、兼任者、併任者、休職者、<u>育児休業者</u>及び地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定める公務上の災害又は通勤による災害により引き続き90日を超える期間の欠勤者（以下「公務災害等による欠勤者」という。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により派遣した職員、公益的法人等への武蔵野市職員の派遣等に関する条例（平成14年3月武蔵野市条例第2号）第2条の規定により派遣した職員及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される武蔵野市職員の処遇等に関する条例（平成5年3月武蔵野市条例第4号）第2条の規定により派遣した職員（以下これらを「派遣職員」とい</p>	<p>字句の追加</p>

<p>定数外とする。 (1)から(7)まで (略)</p> <p>2 休職者の復職又は公務災害等による欠勤者若しくは派遣職員の復帰により前項の定数に過員を生じた場合に限り、一時その現在数をもって定数とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>う。)は、定数外とする。 (1)から(7)まで (略)</p> <p>2 休職者、育児休業者、公務災害等による欠勤者の復職又は派遣職員の復帰により前項の定数に過員を生じた場合に限り、一時その現在数をもって定数とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>字句の改正 字句の改正</p>
---	---	-------------------------

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正を踏まえ、所要の改正をするものである。